

R5年度集団指導

障害福祉サービス事業所等への周知事項

障がい福祉課指導給付係

令和6年度から義務化される取組み①

※令和3年度報酬改定の厚生労働省資料（抜粋）

感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける  R6. 3. 31で経過措置終了し、R6. 4. 1から義務化

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける  R6. 3. 31で経過措置終了し、R6. 4. 1から義務化

令和6年度から義務化される取組み②

1 感染症対策の強化（全サービス対象）

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の開催

Point

感染対策担当者の設定、おおむね6月に1回以上の開催、他の会議体と一体的に設置・運営も可

- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の作成

Point

平常時の対策：事業所内の衛生管理（環境整備等）、支援に係る感染対策（手洗い等）等

発生時の対策：発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関等との連携、連絡体制の整備等

→ 厚生労働省作成の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」参照

- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

Point

定期的な研修（年1回以上）の開催、研修の記録、訓練（シミュレーション）の定期的（年1回以上）の開催

令和6年度から義務化される取組み③

2 業務継続計画（BCP）の策定（全サービス対象）

業務継続計画とは・・・

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

①業務継続計画の策定

Point

「感染症」及び「災害」の2種類策定 → 一体的に策定することも可

②「感染症」に係る業務継続計画への記載内容

Point

- ・ 平常時からの備え（体制構築・整備、備蓄品の確保等）
- ・ 初期対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

③「災害」に係る業務継続計画への記載内容

Point

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、ライフラインが停止した場合の対応、必要品の備蓄）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

令和6年度から義務化される取組み④

2 業務継続計画（BCP）の策定（全サービス対象）（続き）

④職員間の共有、理解の励行

Point

- ・職員間の情報共有、定期的な教育の開催（年1回以上）

⑤訓練（シミュレーション）の実施

Point

- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、役割分担の確認
- ・感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的実施（年1回）

※④、⑤：感染症の業務継続計画に係る研修・訓練は、感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練と一体的に実施することも可

障害者虐待防止に関する取組みの義務化

※令和3年報酬改定の厚生労働省資料（抜粋）

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化） → 自治体等が実施する研修への参加でもOK
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規）） → 法人単位でもOK
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

今年度の実地指導において、「努力義務」のままの事業所も散見されたため、運営規程を変更の上、県に変更届出を提出すること

身体拘束等の適正化に関する取組みの義務化①

令和3年度の報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件を追加

【運営規程に追加する身体拘束等適正化に関する基準】

①身体拘束を行う場合の記録の整備

Point

記録する項目：その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、その他必要な事項

②身体拘束等の適正化のための委員会の開催

Point

虐待防止委員会と相互に関係することから、一体的に設置・運営することも可
少なくとも年1回は開催する必要がある → 「年度」単位ではなく「年」単位であることに留意

③身体拘束等の適正化のための指針の整備

Point

指針の項目：基本的考え方、組織、職員研修、発生時の報告方法、発生時の基本方針、指針の閲覧
その他必要な方針

④身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

Point

定期的な研修（年1回以上）の開催、研修の記録、虐待防止の研修と一体的な実施が可能

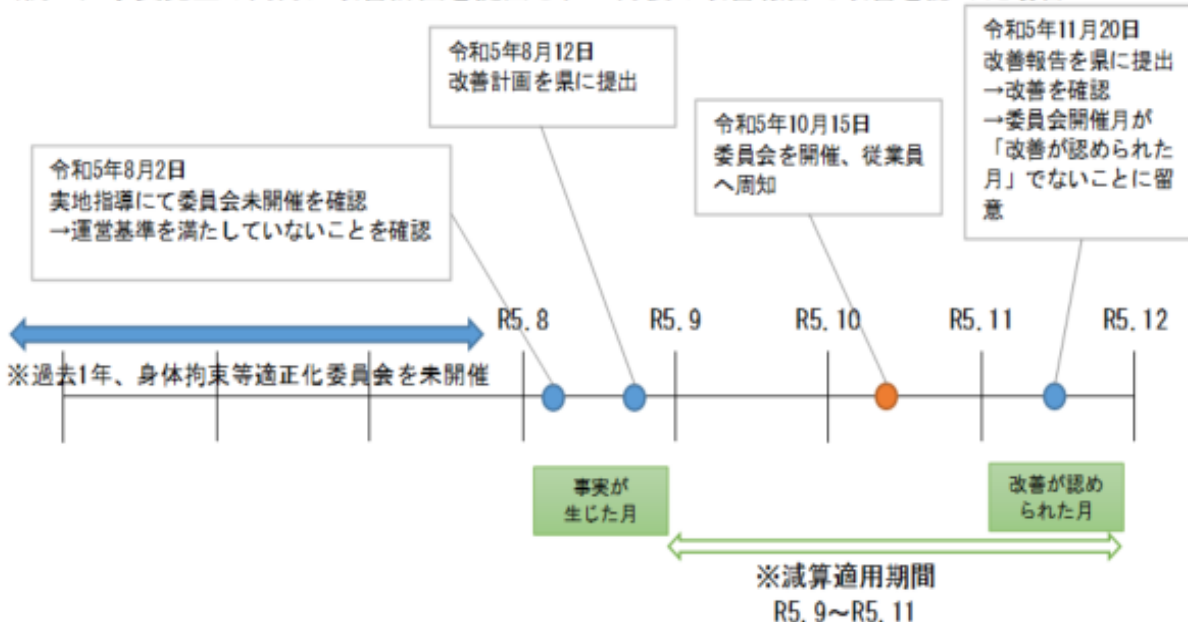
身体拘束等の適正化に関する取組みの義務化②

①～④の取組みを満たしていない場合に基本報酬を減算（身体拘束未実施減算 5単位/日）

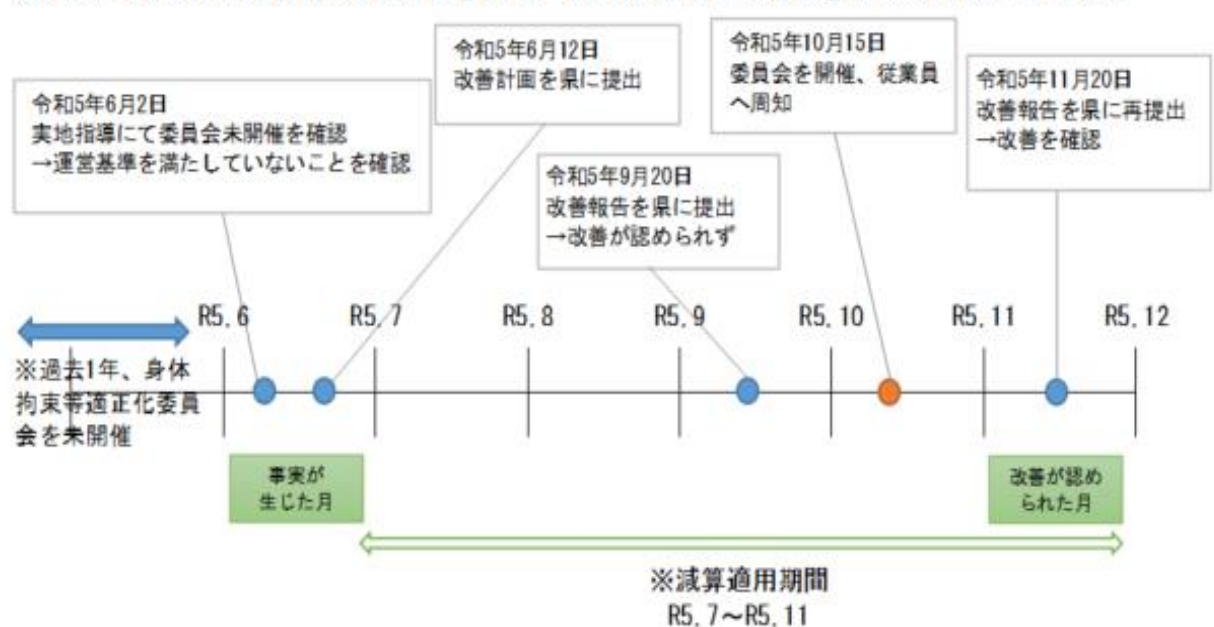
減算の考え方

- (1) 減算の適用開始月
 事実が生じた月の翌月
 → 実地指導等により基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。
- (2) 減算の適用終了月
 改善が認められた月
 → 基準を満たしていない事実が生じた場合、当課あてに速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に同計画に基づく改善報告を提出していただきます。当該改善報告により改善が認められた月が減算の終了月になります。

(例1) 事実発生の同月に改善計画を提出し、3月後の改善報告で改善を認めた場合



(例2) 事実発生の同月に改善計画を提出、初回改善報告で改善を認められなかった場合



グループホームにおける食材料費の取扱い

【背景】

今般、共同生活援助を運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について、報道がなされた。

R5. 10. 20付け厚生労働省通知（要約）

- ①事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残金を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは、国の指定基準、県の条例違反となる。
- ②グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に支援等に関する法律に規定する「経済的虐待」に該当する可能性がある（食料費のほか、光熱水費及び日用品費についても同様）。
- ③食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合は、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出すること。
- ④食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用時及びその変更時において利用者に説明、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合は適切に説明すること。

障害福祉等サービス情報公表システム①

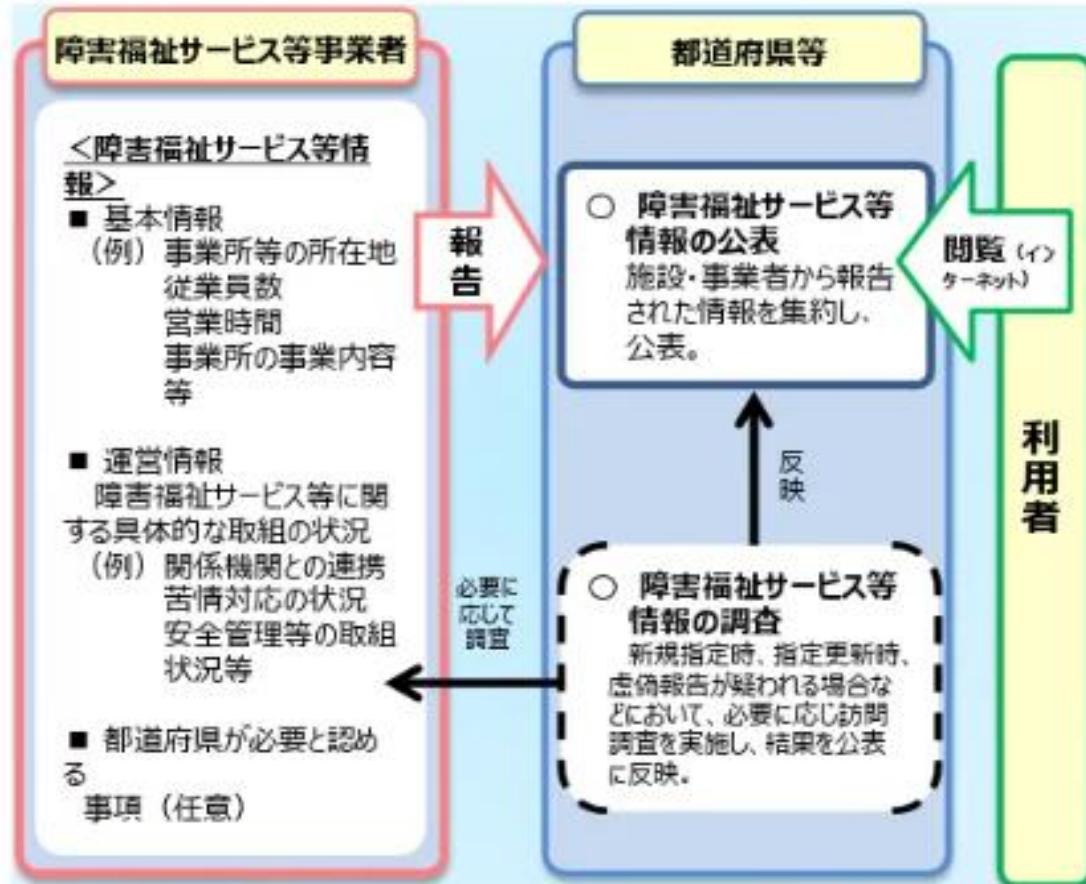
※厚生労働省資料より抜粋

障害福祉サービス等情報公表制度の概要 (論点1 参考資料①)

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(平成30年4月施行)。

【制度概要】



【HP画面】

障害福祉サービス等情報検索

検索から探す (都道府県別検索)

【事業所詳細情報】

東京都港区

〒105-8501 東京都港区新橋1-1-1

TEL 03-1234-5678

FAX 03-1234-0000

1234567890

東京都港区新橋1-1-1

障害福祉等サービス情報公表システム②

※厚生労働省資料より抜粋

現状・課題

- 障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者の良質なサービスの選択に資すること等を目的として①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表するものとして、平成30年度に創設された。
- 一方、現状において、公表済み事業所は約8割程度（※）に留まっている状況であり、障害者部会報告書においても、「利用者への情報公表と災害発生時の迅速な情報共有を図るため、事業所情報の都道府県知事等への報告・公表をさらに促進する方法について検討すること」が記載されている。

（※）参考 障害福祉サービス等情報公表制度における公表率の推移（各年度3月末時点）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
70.1%	76.0%	81.2%	82.6%	83.6%

- また、事業所情報のうち、財務状況の公表が低調（全事業所の4割程度）となっており、財務状況の公表を徹底することや、医療、介護分野と同様に、経営情報のデータベース化の検討を速やかに進め、必要な措置を講じるべき、ということが指摘されている。

→ 全国平均83.6%に対し、島根県の登録率は82.6%となっており、全国平均より低い状況

→ 指定の更新の際に、情報公表に係る報告がされていない場合は減算が適用されるため、登録されていない事業所については、この機会に登録をお願いします。

【登録方法に関する問い合わせ先】 0852-22-5709

その他留意事項

居宅介護・重度訪問介護の休止届・廃止届について

- 新規指定の際に、居宅介護、重度訪問介護を同時に指定を受ける場合があるものの、利用者がゼロであったり、事業所の人員配置等の状況から実際は重度訪問介護を実施していない事業所あり
- こういった事業所は、県に「廃止届」や「廃止届」を提出しない限り、県障がい福祉課ホームページや情報公表システムに掲載されたままとなる。
- 一方、利用者や相談支援事業所は、当該ホームページを閲覧し、事業所に連絡する場合もあるが「現在サービス提供を行っていない」と断られるケースが出てきている。
- 今後、しばらく重度訪問介護を実施しない、もしくは廃業するような場合は、「休止届」、「廃止届」を提出すること